# 役員等報酬規程

（目的）
第１条　この規程は、社会福祉法人芦屋メンタルサポートセンター（以下当法人という）の理事、監事及び評議員等（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものである。

（定義）
第２条　報酬は、当法人と委任関係にある役員等の職務執行の対価として支払われるものである。

（報酬等の支給）
第３条　役員である理事長には、原則、週１回以上、法令及び定款、その他定められた職務の執行に対し、月額上限５００，０００円又は日額上限３０，０００円を支給する。
第４条　理事長以外の役員等及び職員を兼務する理事長については、報酬を原則支給しないこととし、当法人業務を行う場合には費用を弁償する。

（出席した場合の費用弁償）
第５条　役員等及び委員会委員等が理事会等に出席したときは、１日分の費用弁償として、５，０００円を支給する。
２　役員報酬支給のある者、当法人職員を兼務している役員等に対しては支給しない。
３　交通費の実費が費用弁償額を超える場合は、その実費相当額を別途支払うことができる。
第６条　同日に行われた会の出席に対しては、１つの会に出席したものとして費用弁償を支給する。

（監事が、監査を実施した場合の費用弁償）
第７条　監事が監査を実施したときは、１日分の費用弁償として、５，０００円を支給する。
２　交通費の実費が費用弁償額を超える場合は、その実費相当額を別途支払うことができる。

（出張旅費）
第８条　当法人理事長及び理事長の命を受け出張業務にあたった役員等は、次の各号による旅費等を支給することができる。
（１）旅費は、実費を支給する。

（２）業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。
（３）旅費等は実情を考慮し、増額することができる。
（４）旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

（役員等の職務証跡）
第９条　役員等は、法人職務証跡資料として、職務証跡の作成に協力するものとする。

（役員等の退任慰労金）
第１０条　役員等が永年就任し退任した場合、就任期間において法人運営に特に顕著な功績と認められた役員等に対し、理事長は理事会に諮り退任慰労金を支払うことができる。

（改廃）
第１１条　この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

付　則
この規程は、平成２９年６月１０日より施行する
この規程は、令和４年４月１日より施行する
この規定は、令和４年６月１８日より施行する